

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月19日
【届出者の名称】	SBIライフリビング株式会社
【届出者の所在地】	東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 5456 - 8666
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 圖子田 健
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	SBIライフリビング株式会社 (東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利を指します。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

## 第1【公開買付要項】

### 1【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

### 2【買付け等の目的】

当社は、健全な財務体質の維持及び事業に必要な投資に備えるための資金確保を考慮した上で、業績及び当社の株価の状況を総合的に勘案し、剰余金の配当等の利益還元を株主の皆様へ継続的に行うことを基本方針としております。

このように当社は、健全な財務体質の維持及び機動的な投資を可能とする資金を確保しつつも、株主の皆様への一層の利益還元を可能にする方策の一つとして、自己株式の取得を実施することをかねてより検討しておりましたところ、平成24年4月上旬、当社の創業者であり第二位株主である今井武一（本書提出日現在の保有株式数2,549株、発行済株式総数（24,962株）に対する割合10.21%（小数点以下第三位を四捨五入）。以下「今井氏」といいます。）氏より、保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を頂きました。なお、現在において、当社と今井氏との間に人的・取引関係はありません。

当社は、当初今井氏からの連絡を頂いた際には、具体的な処分方法を提案できるには至りませんでした。今井氏は、その後、大量保有報告書の変更報告書（平成24年10月5日提出）及び訂正報告書（平成24年10月9日提出）に記載のとおり、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下、「東証マザーズ」といいます。）において、平成24年5月18日から同年7月5日の間に当社普通株式258株（発行済株式総数（24,962株）に対する割合1.03%（小数点以下第三位を四捨五入））を売却されたものの売買高が低く、保有株式の売却に相当の期間を要することが見込まれたため、平成24年7月下旬に再度、当社に対して当社普通株式の売却に関する打診がありました。当社は、かかる今井氏から再度の打診を受け、買取りについて当社の経営方針や財務状況等を踏まえつつ検討を重ねてまいりました。

その結果、平成24年9月上旬、当社が今井氏の保有する普通株式の買取りを行わず、今井氏が保有する当社普通株式が市場で売却された場合には、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出され続けるため、東証マザーズにおける当社普通株式の出来高に照らせば、当社普通株式の市場価格に長期的な影響を与える可能性が高いこと、仮に今井氏が保有する当社普通株式が第三者へ譲渡された場合には、当社の資本政策及び事業戦略の見直しも想定されるため、既存株主への影響が大きいこと、他方、当社による自己株式の取得は、当社の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産等の向上に寄与し既存株主に対する利益還元につながることを、並びにかかる自己株式の取得を行ったとしても、当社の将来における資本政策及び事業戦略への影響が少ないこと等を総合的に勘案し、当社による自己株式の取得を行うことが株主の皆様に対する利益還元につながり、ひいては、当社が掲げる上記株主還元方針に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定につきましては、当社は、当社普通株式が東証マザーズに上場されていることを考慮し、平成24年6月1日から平成24年8月31日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値89,596円（小数点以下を四捨五入）を参考に、直近の東証マザーズにおける当社株式の流動性及び当社の財務状況等を総合的に勘案し、応募予定株式2,000株（発行済株式総数（24,962株）に対する割合8.01%（小数点以下第三位を四捨五入））を流動性を考慮した場合の株式市場における売却の可能性に鑑みつつ、当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様への利益にも配慮し、会社財産の社外流失を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格を前提として、今井氏との交渉により買付価格を決定することが望ましいと判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付予定数については、今井氏以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、2,400株（発行済株式総数（24,962株）に対する割合9.61%（小数点以下第三位を四捨五入））を上限としております。

また、本公開買付けに要する決済資金については、その全額を自己資金により充当することを予定しておりますが、平成24年9月30日現在において当社の現金及び預金は約2,352百万円を有しており、現状の設備計画や配当方針に特に影響を与えることはなく、当社の財務体質の維持及び事業に必要な投資に備えるための資金確保は引き続き図られるものと見込んでおります。

以上を踏まえ、当社は、平成24年11月16日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第165条第3項の規定により、読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。当社は、平成24年11月7日付「平成24年3月期第2四半期決算短信」及び「通期業績予想の修正等に関するお知らせ」の開示以降、当社より今井氏へ本公開買付けを行いたい旨の意向を提示し、平成24年11月15日付で、当社が自己株式の公開買付けを開始した場合には、その保有する当社普通株式の一部である2,000株（発行済株式総数に対する割合8.01%）を本公開買付けに応募することを内容とする応募契約を、今井氏との間で締結しております。また、今井氏が本公開買付けに応募しない当社普通株式549株（発行済株式総数（24,962株）に対する割合2.20%（小数点以下第三位を四捨五入））は、株式市場の動向等に鑑みつつ東証マザーズで売却

される予定です。

なお、当社が本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方法については、現時点では未定であります。

### 3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

#### (1)【発行済株式の総数】

24,962株（平成24年11月19日現在）

#### (2)【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

#### (3)【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	2,400	180,000,000

（注1）取得する株式総数の発行済株式の総数（24,962株）に占める割合は、9.61%であります。（小数点以下第3位を四捨五入）

（注2）取得する株式の総数は、取締役会において決議された取得する株式の株数の上限株数であります。

（注3）取得価額の総額は、取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額であります。

（注4）取得することができる期間は、平成24年11月19日から平成24年12月17日までであります。

#### (4)【その他（ ）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

#### (5)【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

## 4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

## (1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成24年11月19日（月曜日）から平成24年12月17日（月曜日）まで（20営業日）
公告日	平成24年11月19日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

## (2)【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金75,000円
算定の基礎	<p>当社は、買付価格の算定に際して、当社普通株式が東証マザーズに上場されていることを考慮し、平成24年6月1日から平成24年8月31日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値89,596円（小数点以下を四捨五入）を参考に、直近の東証マザーズにおける当社株式の流動性及び当社の財務状況等を総合的に勘案し検討を行いました。価格決定に際しては、応募予定株式2,000株（発行済株式総数（24,962株）に対する割合8.01%（小数点以下第三位を四捨五入））を、流動性を考慮した場合の株式市場における売却の可能性に鑑みつつ、当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益にも配慮し、会社財産の社外流失を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格を前提として、今井氏との交渉により買付価格を決定することにいたしました。</p> <p>以上を踏まえた結果、当社は、平成24年11月7日付「平成24年3月期第2四半期決算短信」及び「通期業績予想の修正等に関するお知らせ」の開示以降、当社より今井氏へ本公開買付けを行いたい旨の意向を提示し、平成24年11月15日に、今井氏及び当社は買付価格を1株につき75,000円とすることで合意し、平成24年11月16日開催の当社取締役会において、自己株式の公開買付けを決定いたしました。</p> <p>なお、買付価格である75,000円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成24年11月16日の前営業日（平成24年11月15日）の東証マザーズにおける当社普通株式の終値140,000円に対するディスカウント率46.4%（小数点以下第二位を四捨五入）、直近1ヶ月間における当社普通株式の終値平均値110,726円（円位未満切捨）に対するディスカウント率32.3%（小数点以下第二位を四捨五入）、直近3ヶ月間における当社普通株式の終値平均値97,794円（円位未満切捨）に対するディスカウント率23.3%（小数点以下第二位を四捨五入）となります。</p> <p>また、買付価格である75,000円は、本書提出日の前営業日（平成24年11月16日）の東証マザーズにおける当社普通株式の終値136,000円に対するディスカウント率44.9%（小数点以下第二位を四捨五入）となります。</p>

算定の経緯	<p>当社は、健全な財務体質の維持及び事業に必要な投資に備えるための資金確保を考慮した上で、業績及び当社の株価の状況を総合的に勘案し、剰余金の配当等の利益還元を株主の皆様へ継続的に行うことを基本方針としております。</p> <p>このように当社は、健全な財務体質の維持及び機動的な投資を可能とする資金を確保しつつも、株主の皆様への一層の利益還元を可能にする方策の一つとして、自己株式の取得を実施することをかねてより検討しておりましたところ、平成24年4月上旬、当社の創業者であり第二位株主である今井氏より、保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を頂きました。</p> <p>当社は、当初今井氏からの連絡を頂いた際には、具体的な売却方法を提案できるには至りませんでした。今井氏は、その後、大量保有報告書の変更報告書（平成24年10月5日提出）及び訂正報告書（平成24年10月9日提出）に記載のとおり、東証マザーズにおいて、平成24年5月18日から同年7月5日の間に当社普通株式258株（発行済株式総数（24,962株））に対する割合1.03%（小数点以下第三位を四捨五入）を売却したものの、保有株式の売却に相当の期間を要することが見込まれたため、平成24年7月下旬に再度、当社に対して当社普通株式の売却に関する打診がありました。当社は、かかる今井氏から再度の打診を受け、買取りについて当社の経営方針や財務状況等を踏まえつつ検討を重ねてまいりました。その結果、平成24年9月上旬、当社が今井氏の保有する普通株式の買取りを行わず、今井氏が保有する当社普通株式が市場で売却された場合には、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出され続けるため、東証マザーズにおける当社普通株式の出来高に照らせば、当社普通株式の市場価格に長期的な影響を与える可能性が高いこと、仮に今井氏が保有する当社普通株式が第三者へ譲渡された場合には、当社の資本政策及び事業戦略の見直しも想定されるため、既存株主への影響が大きいこと、他方、当社による自己株式の取得は、当社の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産等の向上に寄与し既存株主に対する利益還元につながることを、並びにかかる自己株式の取得を行ったとしても、当社の将来における資本政策及び事業戦略への影響が少ないこと等を総合的に勘案し、当社による自己株式の取得を行うことが株主の皆様に対する利益還元につながり、ひいては、当社が掲げる上記株主還元方針に合致すると判断いたしました。</p> <p>以上を踏まえた結果、当社は、当社普通株式が東証マザーズに上場されていることを考慮し、平成24年6月1日から平成24年8月31日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値89,596円（小数点以下を四捨五入）を参考に、直近の東証マザーズにおける当社普通株式の流動性及び当社の財務状況等を総合的に勘案し、応募予定株式2,000株（発行済株式総数（24,962株））に対する割合8.01%（小数点以下第三位を四捨五入）を、流動性を考慮した場合の株式市場における売却の可能性に鑑みつつ、当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様への利益にも配慮し、会社財産の社外流失を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格を前提として、今井氏との交渉により買付価格を決定することが望ましいと判断し、当社は、平成24年11月7日付「平成24年3月期第2四半期決算短信」及び「通期業績予想の修正等に関するお知らせ」の開示以降、当社より今井氏へ本公開買付けを行いたい旨の意向を提示し、平成24年11月15日に、今井氏及び当社は買付価格を1株につき75,000円とすることで合意し、平成24年11月16日開催の当社取締役会において、自己株式の公開買付けを決定いたしました。買付価格である75,000円は、本書提出日の前営業日（平成24年11月16日）の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値136,000円に対するディスカウント率44.9%（小数点以下第二位を四捨五入）となります。</p>
-------	--

(3)【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,400(株)	(株)	2,400(株)
合計	2,400(株)	(株)	2,400(株)

(注) 応募株券等の総数の合計が買付予定数(2,400株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数の合計が買付予定数(2,400株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

5【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

本公開買付けに応募しようとする当社の株主(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人のホームページ(<http://www.sbisecc.co.jp>)画面から公開買付応募申込書をご請求頂き、当社から発送した「公開買付応募申込書」に所定事項を記載の上公開買付代理人までご返送頂き申込む方法、又は所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間の末日の午後3時までに公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店(注1)(場所等の詳細は公開買付代理人のホームページ(<http://www.sbisecc.co.jp>))をご参照いただくか、公開買付代理人までご連絡のうえご確認ください。以下同様とします。)において申し込む方法にて、応募を行ってください。

なお、応募の際には、本人確認書類が必要となる場合があります(注2)(公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店にて申し込む場合、応募株主等は、応募の際に、「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。なお、公開買付応募申込書を郵送される場合、下記に記載する公開買付代理人に開設した応募株主口座へ応募株券等の振替手続を完了した上で、公開買付応募申込書が、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店に公開買付期間の末日の午後3時までに到達するよう応募を行ってください。)

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の証券取引口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(当社の特別口座の管理機関である東京証券代行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいて、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類(注2)が必要となります。

外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの写しをご提出いただきます）。また、本人確認書類（注2）をご提出いただく必要があります。

個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。（注3）

（イ）1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額を上回る場合

i．個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として10.147%（所得税7.147%、住民税3%）の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収税率は20.42%（所得税のみ）となります。

．個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記の部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

（ロ）1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7.147%（所得税のみ）の額の税金が源泉徴収されます。（注3）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します（インターネット経由で応募された応募株主等に対しても、受付票の交付は応募画面上の表示ではなく、郵送により交付します。）。

当社の特別口座の口座管理機関（東京証券代行株式会社）に開設された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。この場合、当該特別口座に記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人の応募株主口座へ振替手続きをお取りいただく必要があります。なお、当社の特別口座の口座管理機関に開設された特別口座から、公開買付代理人の応募株主口座に株券等の記録を振替える手続きの詳細につきましては、上記当社の特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

（注１） 公開買付代理人の営業所、公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店及び各支店は次のとおりとなります。

公開買付代理人の営業所（大阪営業所 名古屋営業所 福岡営業所）

公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店（本店営業部）及び各支店（函館支店 酒田支店 会津支店 熊谷中央支店 宇都宮中央支店 佐原支店 下北沢支店 新宿中央支店 多摩桜ヶ丘支店 青梅支店 上大岡支店 平塚支店 松本支店 大町支店 伊那支店 飯田支店 名古屋支店 大阪支店 伊丹支店 橿原支店 福岡中央支店 鹿児島中央支店）。

なお、公開買付代理人の営業所は、SBIマネープラザ株式会社の支店（大阪支店、名古屋支店、福岡中央支店）に併設されております。

（注２） 本人確認書類について

公開買付代理人である株式会社SBI証券において新規に証券取引口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要となります。詳しくは、公開買付代理人のホームページ（<http://www.sbisec.co.jp>）、又は公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店にてご確認ください。

個人・・・・・・・・・・ 運転免許証、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書、各種健康保険証、各種年金手帳、在留カード、特別永住者証明書のいずれか（いずれも原則として原本、氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの、発行後6ヶ月以内に作成のもの、また有効期限のあるものはその期限内のもの、インターネットで口座開設する場合にはコピーでも可。）

法人・・・・・・・・・・ 登記事項証明書及び印鑑証明書（両方の原本、発行後6ヶ月以内に作成のもの）

法人自体の本人確認に加え、代表者及び代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主等・・外国人（居住者を除きます。）、又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付代理人にお早目にご相談ください。

（注３） 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合には、公開買付期間の末日の午後3時までに、公開買付代理人のカスタマーサービスセンター（電話番号：0120 - 104 - 214携帯電話・PHSからは03 - 5562 - 7530）までご連絡頂き解除手続きを行ってください。

また、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネーブラザ株式会社の本店若しくは各支店経由（対面取引口座）で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午後3時までに、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在しているSBIマネーブラザ株式会社の本店及び各支店に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネーブラザ株式会社の本店若しくは各支店に対し、公開買付期間の末日の午後3時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

（その他の株式会社SBI証券の営業所、又は株式会社SBI証券の担当者が駐在しているSBIマネーブラザ株式会社の本店若しくは各支店）

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

## 7【買付け等に要する資金】

### (1)【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	180,000,000
買付手数料(円)(b)	10,000,000
その他(円)(c)	1,900,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	191,900,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(2,400株)に1株当たりの買付価額(75,000円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(円)(c)」欄には、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税及び地方消費税等は含まれておりません。

### (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額
届出日の前日現在の預金等	普通預金	440,426,510円
	計	440,426,510円

## 8【決済の方法】

### (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

### (2)【決済の開始日】

平成25年1月16日(水曜日)

### (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額を上回る場合

i. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として10.147%(所得税7.147%、住民税3%)の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収税率は20.42%(所得税のみ)となります。

. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記の部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

(ロ) 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされ  
ます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算しま  
す。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法  
人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額  
を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分に  
ついて、原則として7.147%（所得税のみ）の額の税金が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又  
は免除を受けることを希望する株主は、平成24年12月17日までに公開買付代理人に対して租税条約に関  
する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日（平成25年1月15日）までに  
同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

#### （４）【上場株券等の返還方法】

後記「９ その他買付け等の条件及び方法」の「（１）法第27条の22の2第2項において準用する法

第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「（２）公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条  
件に基づき応募株券等の全部又は一部を買い付けないこととなった場合には、決済の開始日（本公開買付けの撤回等  
を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより  
返還します。

### 9【その他買付け等の条件及び方法】

#### （１）【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数（2,400株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株  
券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27  
条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方法により、株券の  
買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の  
合計が買付予定数を超えないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株  
主等の中から順次、各応募株主等につき1株（追加して1株の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数まで  
の数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法  
により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等  
の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の  
合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募  
株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株（あん分比例の方式により計算される買付株数に1株未満の株  
数の部分がある場合は当該1株未満の株数）減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の  
応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を  
下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付け説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び同第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記の方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付け代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に居住又は所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付け応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

本書提出日現在、当社の第二位株主であり主要株主である今井氏は当社普通株式2,549株（発行済株式総数（24,962株）に対するその保有する割合は10.21%（小数点以下第三位を四捨五入。））を保有しておりますが、当社は、今井氏との間で、平成24年11月15日付で、当社が自己株式の公開買付けを開始した場合には、その保有する当社普通株式の一部である2,000株（発行済株式総数に対する割合8.01%）を本公開買付けに応募することを内容とする応募契約を

締結しております。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【発行者の概要】

- (1)【発行者の沿革】
- (2)【発行者の目的及び事業の内容】
- (3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

### 2【経理の状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】

### 3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所マザーズ							
	月別	平成24年5月	平成24年6月	平成24年7月	平成24年8月	平成24年9月	平成24年10月	平成24年11月
最高株価	108,400円	109,000円	94,000円	94,900円	94,900円	95,000円	95,000円	174,500円
最低株価	83,000円	72,500円	86,000円	85,200円	85,100円	86,300円	86,300円	95,000円

(注) 平成24年11月の株価は、11月16日までの株価であります。

### 4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

#### (1)【発行者が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第21期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)平成23年6月22日関東財務局長に提出

事業年度 第22期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)平成24年6月25日関東財務局長に提出

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第23期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)平成24年11月9日関東財務局長に提出

##### 【訂正報告書】

該当事項はありません。

#### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

SBIライフリビング株式会社  
(東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)